（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

**第七条**　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の五」を「、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の五及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百一条第一項」に改め、同項第九号を次のように改める。

九　資金決済に関する法律第百二条第一項

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

**第八条**　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の四を次のように改める。

（法第二章の規定が適用されない信託の受益権）

**第一条の四**　令第二条の十第一項第一号リに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、次に掲げる信託の受益権とする。

一　法第四十三条の三第一項の規定により金銭その他の保証金を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十三条第一項第一号に定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託に係る信託の受益権

二　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条に規定する発行保証金信託契約及び同法第四十五条に規定する履行保証金信託契約に係る信託の受益権

（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第九条**　内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二十四号を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二十四　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号） | 第二十二条、第五十二条、第七十八条 |
| 別表第二十四号の次に次の四号を加える。 | |
| 二十四の二　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号） | |
| 二十四の三　資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号） | |
| 二十四の四　認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号） | |
| 二十四の五　資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号） | |

別表第二十五号を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二十五　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号） | 第二十二条、第五十二条、第七十八条 |

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第十条**　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） | 第二十二条、第五十二条、第七十八条 |

別表第二前払式証票の規制等に関する法律の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 資金決済に関する法律 | 第二十二条、第五十二条、第七十八条 |

別表第三前払式証票の規制等に関する法律の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 資金決済に関する法律 | 第二十二条、第五十二条、第七十八条 |

別表第四に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 資金決済に関する法律 | 第八十九条第一項 |

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

**第十一条**　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十八条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業

（金融庁組織規則の一部改正）

**第十二条**　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第十項第一号ニの次に次のように加える。

ホ　前払式支払手段発行者

ヘ　資金移動業を営む者

ト　認定資金決済事業者協会

第八条第十項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

**附　則**

この府令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

## ○内閣府令第八号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年三月一日　　内閣総理大臣　鳩山由紀夫

資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　業務（第六条―第十三条）
第三章　監督（第十四条・第十五条）
第四章　雑則（第十六条）
附則

**第一章**　総則

（定義）

**第一条**　この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」又は「指定紛争解決機関」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者又は指定紛争解決機関をいう。

2　この府令において「苦情処理措置」又は「紛争解決措置」とは、それぞれ法第五十一条の二第四項及び第五項に規定する苦情処理措置又は紛争解決措置をいう。

3　この府令において「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ法第九十九条第一項に規定する苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

4　この府令において「資金移動業関連苦情」、「資金移動業関連紛争」又は「加入資金移動業者」とは、それぞれ法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。）第二条第十九項若しくは第二十項又は第五十二条の六十五第二項に規定する資金移動業関連苦情、資金移動業関連紛争又は加入資金移動業者をいう。